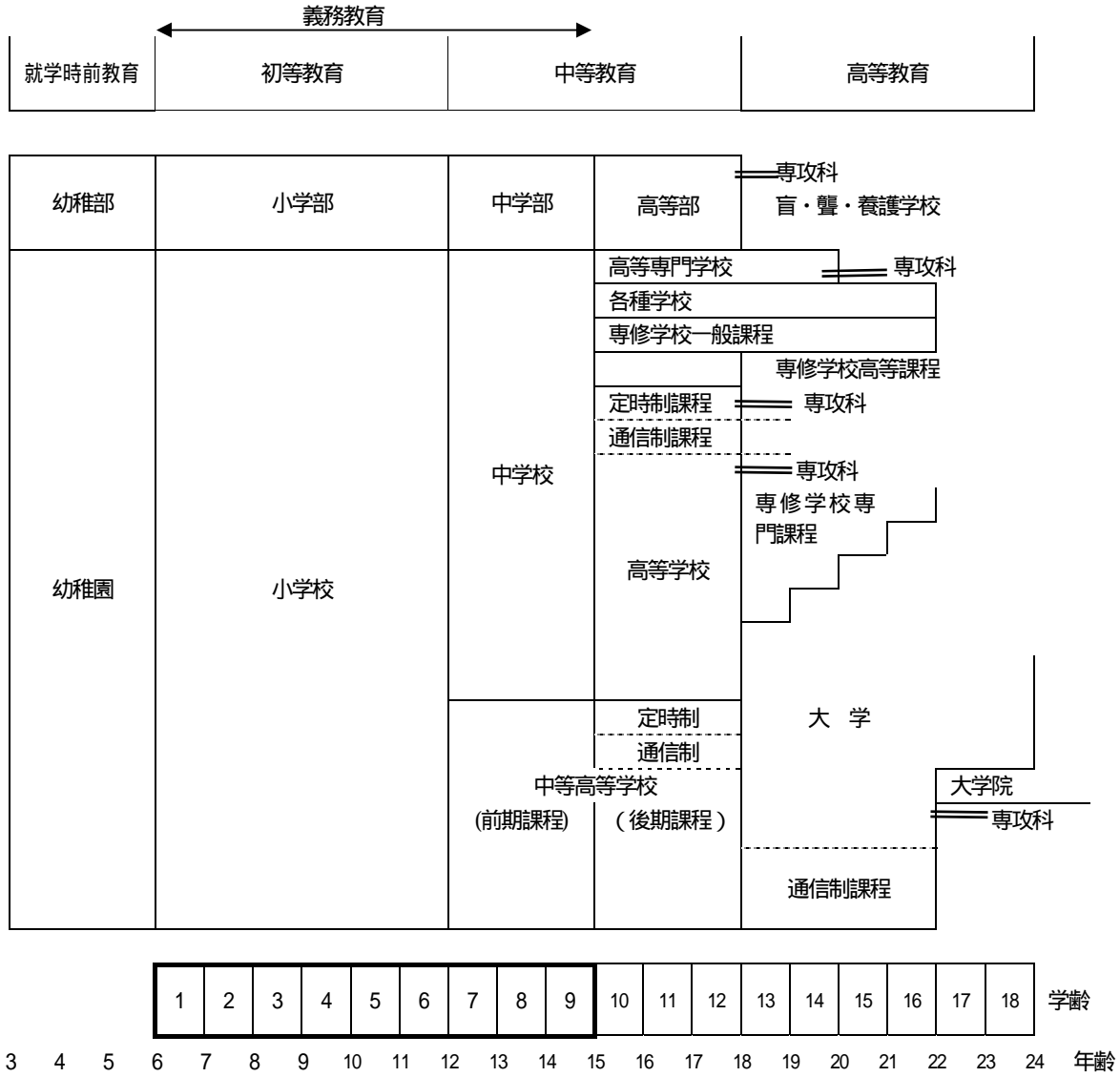


学校ガイド

학교안내

がっこうきょういくせいど
1. 学校教育制度

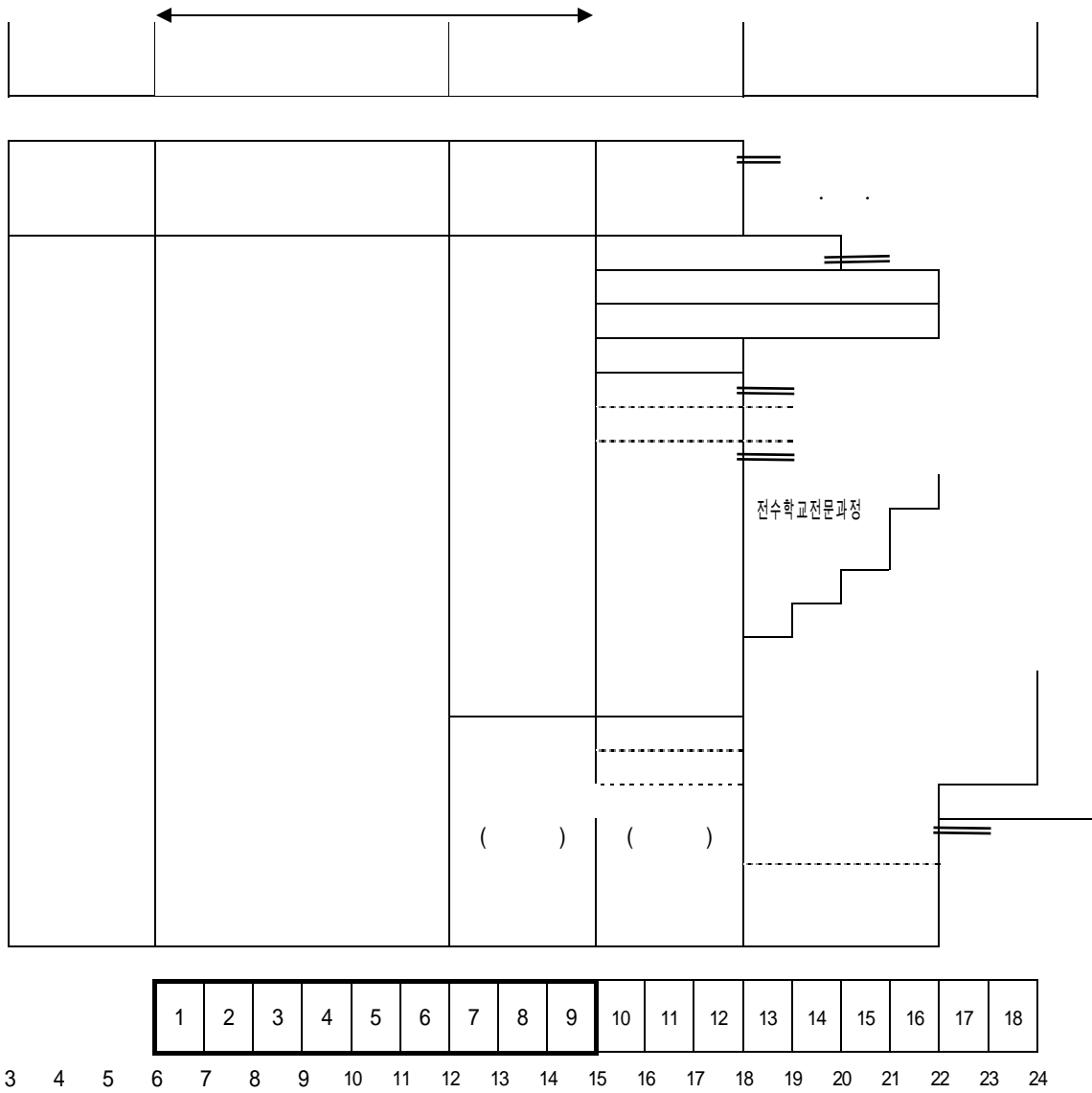
にほん がっこうけいとうず
日本の学校系統図



- (1) 就学時前教育について
 満3歳から小学校就学までの幼児を対象とし、幼稚園で行われています。
- (2) 義務教育について
 義務教育は、満6歳～満15歳までの9年間、小、中学校及び盲・聾・養護学校(小学部・中学部)で行われています。

1.

일본의 학교 계통도



(1)

3

(2)

6 ~15 9 , , , , , (,)

(3) 初等中等教育について
 小学校は、満6歳を過ぎた最初の4月から入学することができ、6年間の教育を受けます。小学校を卒業すると、中学校に入ることができ、3年間の教育を受けます。高等学校は、小学校及び中学校における義務教育を修了した人を対象に普通教育及び専門教育を行っており、通常3年間の教育を受けます。また、障害のある子どものために、通級指導教室、特殊学級が設置されている小・中学校や盲・聾・養護学校があります。そこでは、児童一人一人の障害の状況に応じたきめ細かな教育が行われています。
 公立小・中学校及び盲・聾・養護学校の小学部・中学部の授業料は無償です。

(4) 高等教育について
 高等教育は、主として大学と短期大学で行われています。これらは、高度で専門的な教育を行う機関で、通常、大学の修業年限は4年、短期大学は2年です。さらに高度な高等教育を行う機関として大学院(2年ないし5年)があります。
 なお、この他に職業等に必要なる能力を育成する機関として専門学校(主に2年)があります。

2. 教育内容

(1) 教育課程(カリキュラム)
 学校でどのようなことを学ぶかは、文部科学省が作成する学習指導要領によって定められています。各学校の教育課程は、それを基準として、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等から編成されています。

(2) 学習教科について
 小学校では、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間について学習します。
 中学校では、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語などの各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間について学習します。外国語は原則として、英語を学びます。
 小・中学校、通級指導教室や特殊学級が設置されている小・中学校、盲・聾・養護学校とも、授業は通常日本語により行われます。

(3) 教科書について
 学習に使用する教科書は、小・中学校、盲・聾・養護学校の小学部及び中学部の児童生徒に対して、新学年になるたびに国から無償で一人一人に給与されます。

なお、高等学校及び盲・聾・養護学校の高等部については、国からは無償給与されません。(ただし、盲・聾・養護学校の高等部については、都道府県教育委員会から購入費用の全額補助が受けられます。)
 また、学校では、教科書以外にも補助教材といわれる参考書などを使用することがあり、それらについては、購入費用を支払わなければなりません。

(4) 進級・進学について
 日本では、義務教育の期間は飛び級の制度はなく、入学(編入学)した学年から順次、上級学年の学習へと進んでいきます。義務教育終了後、高等学校に進学する際は、通常は入学者選抜試験を受けることになります。

(3)

, 6 가 4 ,6 .
 3 .
 , 3 가 .
 가 .

(4)

, .
 4 , 2 .
 (2 5) .
 (2)가 .

2.

(1) ()

, .
 , ,

(2)

, , , (), , , ,가 .
 , , , (), , , , ,가 .
 . . . , . . .

(3)

, . . .
 가 .
 , . . . 가
 (, . . . 都道府県)
 .

(4)

, () .
 , .

(5) 就学援助について

経済的理由により、公立の小・中学校への就学が困難と市町村教育委員会から認められた場合、学用品の購入や学校給食費等の必要な援助が受けられます。
詳しくは、お住まいの市町村教育委員会にお問合せください。

3. 学校の日

授業時間数や下校時間は、曜日や学年により異なります。6年生では、1日だいたい5～6時限(1時限は、一般に、小学校は45分、中学校は50分)です。土曜日、日曜日は休みです。

(1) 給食時間

小学校及び中学校では、多くの場合、学校教育活動の一環として学校給食が実施されています。学校給食では、子どもたちが、自分たちで配膳したり、後かたづけをするほか、みんなそろって楽しく、栄養バランスのとれた食事をするを通じ、正しい食事の在り方や好ましい人間関係を学び、生涯にわたって健康な生活を送れるよう、様々な工夫がなされています。

学校給食にかかる経費のうち、食材料費については、保護者が負担することとなり、地域や学年によって異なりますが、1ヶ月あたり3,500円～4,500円程度の負担となっています。

なお、一部の中学校等では、学校給食が実施されていない場合もあります。

(2) 清掃時間

日本の学校では、自分たちの使う教室や校庭などを皆で分担して、きれいに清掃します。

(3) 部活動

児童生徒のうち希望者は、放課後に、運動や文化的な活動を行うことができます。

4. 学校の一年

(1) 始業式

学期の始まりを告げる行事です。

(2) 入学式

1年生に入学する児童生徒を迎え、祝福する行事です。

(3) 身体測定・定期健康診断

児童生徒の身長、体重、座高の発育の様子を測定します。また、健康状態を医師が診断します。

(4) 修学旅行

主に最高学年において、学年全員で数日間の旅行・宿泊をします。

(5) 遠足

教室では勉強できないことを、徒歩やバス等で校外に出て、自然や歴史・文化に親しみながら学びます。

(6) 授業参観・学級懇談会

児童生徒が毎日どのように学校や家庭での生活をしているかについて、保護者がそろうて教室での授業風景を見たり、保護者と担任の先生が情報を交換する機会です。

(7) 終業式

学期の終わりを告げる行事です。

(5)

市 (区)
町村 ([市区町村])

市区町村

3.

가 45 , 가 50) . 6 5-6 (1

(1)

() , 가

3,500 ~4,500 가 , 1

(2)

가 ,

(3)

가 .

4.

(1) ()

(2)

1 .

(3)

, , .

(4)

, , .

(5)

가 . 가 .

(6)

가 , 가

(7)

(8) 夏休み

約30日～40日間の長い休みです。

希望により、学校で、特別学習や部活動などの活動することもできます。

(9) 避難訓練・引渡し訓練

火事や地震などの災害の危険があるとき、安全な場所へ逃げたり、保護者に引き渡すための訓練です。

(10) 運動会

短距離走やリレー、玉入れやダンスなどをしたり、学級の友達の応援をしながら、運動に親しむ行事です。学校によっては、家族も参加できる種目を用意しています。

(11) 音楽・演劇鑑賞会

優れた芸術を鑑賞したり、聴いたりして心を豊かにします。

(12) 学芸会・文化祭

図画工作、技術、家庭科等で制作した作品や社会科・理科等で学習したレポートなどを展示したり、楽器の演奏や合唱、演劇等の発表をしたり、それらを鑑賞したりする会です。

(13) 冬休み

年末年始の比較的短い休みです。

(14) 卒業式

最上級生の学校の卒業を祝う行事です。

(15) 修了式

学期の終業式であるとともに、1年の締めくくりを行う行事です。

(16) 春休み

修了式が終わると、春休みになります。この休みが終わると進級して、4月から新しい学年で勉強することになります。

(17) 国民の祝日 日本国民こぞって祝い、感謝し、又は記念する日をいい、この日は学校も休みになります。

1月1日	年のはじめを祝います。
1月第2月曜日(成人の日)	大人(二十歳)になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励まします。
2月11日(建国記念日)	建国をしのび、国を愛する心を養います。
3月春分日(春分の日)	自然をたたえ、生物をいつくしみます。
4月29日(みどりの日) 2007年より“昭和の日”	自然に親しむとともにその恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくみます。 激動の日々を経て、復興を遂げた昭和の時代を顧み、国の将来に思いをいたします。
5月3日(憲法記念日)	日本の国の憲法の施行を記念し、国の成長を願います。
5月4日(休日) 2007年より“みどりの日”	その前日及び翌日が「国民の祝日」である日は休日となります。
5月5日(こどもの日)	こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝します。
7月第3月曜日(海の日)	海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願います。
9月第3月曜日(敬老の日)	多年にわたり社会に尽くしてきた老人を敬愛し、長寿を祝います。
9月秋分日(秋分の日)	祖先を敬いなくなった人々をしのびます。
10月第2月曜日(体育の日)	スポーツに親しみ、健康な心身をつちかいます。
11月3日(文化の日)	自由と平和を愛し、文化をすすめます。
11月23日(勤労感謝の日)	勤労をたっぴ、生産を祝い、国民たがいに感謝しあいます。
12月23日(天皇誕生日)	天皇誕生日を祝います。

(8)

30 ~40

(9)

(10)

, 가 가

(11)

가

(12)

, 가

(13)

(14)

(15)

1

(16)

,4

(17)

가

1 1 ()	
1 2 ()	(20) , 가
2 11 ()	
3 ()	
4 29 () *2007 昭和	昭和 가
5 3 ()	, 가
5 4 () *2007 ()	
5 5 ()	
7 3 ()	
9 3 ()	
9 ()	, 가
10 2 ()	
11 3 ()	
11 23 ()	, , 가
12 23 ()	

5. 教育相談

日本の学校では、保護者と学校の先生が子どものことを話し合う教育相談の機会があります。子どもの生活上の問題、例えば、いじめ、不登校、進学の悩みなどは、この機会を利用すれば良いでしょう。必要な場合には、通訳などを介して相談することも良いでしょう。

学校の教育相談の機会は、概ね次のとおりです。

(1) 家庭訪問

学校の担任の先生が、子どもの家を訪問して、子どもの学校や家庭での様子について話し合います。学校によっては実施しないところもあります。

(2) 保護者会

保護者が学校に行き、校長先生の話や担任の先生と話し合います。個人的な相談よりは、子どもたち全体に関わる問題について話し合うことが中心となります。

(3) 個人面談

通常は、子ども自身や子どもの保護者と担任の先生との間で行われる話し合いや相談をいいます。(子ども、保護者、担任の先生の3人で話し合うこともあります。)

個人的な悩みや問題を相談する上で、最も良い機会となります。個人面談は定められた曜日に行いますが、担任に事前に通知されます。また、学校によっては、保護者の申し出により、都合の良い日時に面談を持ったり、通訳をつけたりするなどの配慮をします。

5.

가 .

, , , , , .
, .

(1) 가

, 가 .

(2)

가 가 . ,

(3)

(, ,

).

가 . , ,

. , ,

, .

.